

議案第28号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表6の項を次のように改める。

6	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）第6条第1項又は第18条第2項の規定に基づく建築物の建築に係る計画の確認若しくは計画の変更の確認の申請又は通知に対する審査</p>	<p>建築確認申請等手数料</p>	<p>床面積の合計が30平方メートル以下のときは8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは19,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは25,000円、500平方メートルを超えるときは41,000円</p>	<p>申請又は通知のとき</p>	<p>床面積の合計は、次に掲げる区分に応じた床面積について算定する。 イ 建築物を建築する場合（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積 ロ 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1又は0平方メートル（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） ハ 建築物を移転する場合（ニに掲げる場合を除く。）当該移転に係る部分の床面積の2分の1 ニ 移転確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する</p>
---	--	-------------------	--	------------------	---

					場合 当該計画 の変更に係る部 分の床面積の2 分の1
--	--	--	--	--	--------------------------------------

別表8の項及び9の項中「第18条第15項」を「第18条第17項」に改め、同表16の2の項中「この場合において、同項中「。構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削り、別表16の3の項中「18,000円）」を「18,000円、同条第1項に規定する住宅性能評価（以下この項及び次項において「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあっては21,000円）」に、「30,000円）」を「30,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては62,000円）」に、「47,000円）」を「47,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては98,000円）」に改め、「この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削り、同表16の4の項中「14,000円）」を「14,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては16,000円）」に、「24,000円）」を「24,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては40,000円）」に、「38,000円）」を「38,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては63,000円）」に改め、「この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削り、同表51の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表52の項を削り、同表53の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項を同表52の項とし、54の項を53の項とする。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表51の項の改正規定及び同表53の項の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分に限る。）は公布の日から、別表16の3の項及び16の4の項の改正規定（「この場合において、同項中「構造計算適合性判定を要する」とあるのは「構造計算適合性判定に準ずる判定を行う」と読み替えるものとする。」を削る部分を除く。）は平成27年4月1日から、別表1の項の改正規定は平成27年5月29日から施行する。